

行政基礎研修 Q&A集

【県土整備部関連法規研修】

4. 下水道法基礎について

Q1:上野村は下水処理を行っていないのに下水の普及率が上位というのはどういうことですか？

A1:「下水の普及率」ではなく、「汚水処理人口普及率」で、上野村は上位に位置しています。
県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを含めた「汚水処理人口普及率」の向上に努めています。(テキストP23～25)

Q2:普及率を上げるために具体的にどのような対策を行えばよいのですか？

A2:「IV-5 群馬県の汚水処理人口普及率について」(テキスト P25)で示しているとおり、汚水処理人口普及率を上げるためには、下水道と浄化槽の普及率を伸ばす必要があります(農業集落排水とコミュニティ・プラントは既に整備が完了しているため)。
特に、下水道の普及率を伸ばすためには、市町村が管理する「公共下水道」(テキスト P3)の整備を進める必要があります。
また、「II-4 下水道法における汚水処理の義務」でも触れていますが、「排水設備の設置(下水道への接続)」、「合併処理浄化槽への転換」などを各個人に進めていくための啓発が重要になります。
ぐんま・県土整備プラン2020(政策 5)で示されているように、「美しく良好な環境の保全」を目指すには、県の施策と合わせ、市町村事業の促進や県民意識の醸成も課題であると考えます。

【土木施設維持管理・橋梁点検研修】

Q1:舗装演習の必要TA計算は切り上げでよいのですか？

A1:必要TAについては、小数点以下を切り捨ててしまうと設計上必要TAが不足することとなってしまいうため、切り上げが基本となっております。(安全側での設計)
また、参考として、既存舗装TAOの算出では、小数点以下を切り捨てて算出しております。(安全側での設計)

Q2:舗装(路面の凹凸)の損傷の程度 C、対策区分 M、診断区分Ⅱは、様式-8の対策欄にどのように当てはめればよいのですか？

A2:様式8の工種一路上の部材舗装の⑭路面の凹凸が該当します。今回点検では、維持工事に対応出来る程度の損傷として、「段差が小さく維持工事での対応が可能(C)」が該当し、損傷区分 C、対策区分 Mとなります。対策区分 Mは、研修テキストP21 から、診断区分Ⅱとなります。

【用地測量・調査研修】

1. 用地事務の概要について

Q1:5000 万円特別控除の一定の要件とありますが、1500 万円控除の話もよく聞きます、何が違うのでしょうか。

また、代替地希望の場合は特別控除 1500 万円とありますが、5000 万円控除の対象ではなくなるということでしょうか。

A1:優遇措置を受ける対象者が違います。

(1)譲渡所得の優遇措置

公共事業用地を譲渡した場合は、次の譲渡所得の課税の特例のうち、どちらか一方を選択して受けることができます。

【5,000万の特別控除】

譲渡所得の金額から最高5,000万円まで控除されます。

【代替資産を取得した場合の課税の特例】

土地代金等で代替資産を取得した場合は、代替資産の取得にあてられた金額について譲渡がなかったものとみなされます。

(2)代替地の提供者への優遇措置

公共事業に必要な用地所有者に対して、代替地をご提供して下さる所有者(代替地所有者)にも租税特別措置法の優遇措置があります。

事業用地提供者、代替地提供者、群馬県の三者による契約(三者契約)をした場合、代替地提供者に対して「最高1,500万円の譲渡所得の特別控除」の摘要があります。

※なお、課税の特例については、適用条件が個々に異なりますので、詳細については最寄りの税務署(資産税部門)にご相談下さい

2. 用地事務処理について

Q2: 用地交渉記録簿(様式第35号)は公開されているのでしょうか。

様式を参考までに頂きたい。

同様に契約書等書類(様式第36号~47号)等についても頂きたい。

A2: 基準通知システムに各種様式(ファイル)を掲載しておりますので、ご確認ください。

【8. 用地補償例規集】